



福岡医発第 1229 号（地）
令和 4 年 8 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 3 年度介護報酬改定に関する通知等の送付について（その 9）

令和 3 年 4 月 1 日施行の介護報酬改定に関する告示等につきましては、令和 4 年 3 月 1 日付け福岡医発第 3331 号（地）文書等にて逐次ご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、7 月 20 日付で訪問リハビリテーションの診療未実施減算における「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の単位の取扱いに関して、Q & A（Vol. 12）が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

なお、当該 Q & A につきましては、日本医師会ホームページメンバーズルーム内にも掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

掲載先：日本医師会ホームページメンバーズルーム

「介護報酬改定に関する情報＜令和 3 年度＞」

<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/r03kaitei/index.html>

【添付資料】

○ 介護保険最新情報 Vol. 1090

「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 12）（令和 4 年 7 月 20 日）」の送付について（令 4. 7. 20 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課）

以上

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

日医発第 774 号（介護）
令和 4 年 7 月 26 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

令和 3 年度介護報酬改定に関する通知等の送付について（その 9）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 4 月 1 日施行の介護報酬改定に関する告示等につきましては、令和 3 年 3 月 29 日付日医発第 1264 号（介 227）文書等にて逐次ご連絡申し上げたところです。

今般、7 月 20 日付で、訪問リハビリテーションの診療未実施減算における「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の単位の取扱いに関して、Q&A（Vol. 12）が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、当該 Q&A につきましては、日本医師会ホームページ-メンバーズルーム-介護保険-介護報酬改定に関する情報<令和 3 年度>

(<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/r03kaitei/index.html>) に掲載させていただきますので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報 Vol. 1090

「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 12）（令和 4 年 7 月 20 日）」の送付について（令 4. 7. 20 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）

御 中

← 厚生労働省老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A
（Vol.12）（令和4年7月20日）」
の送付について

計2枚（本紙を除く）

Vol.1090

令和4年7月20日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3948）

FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和4年7月20日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局 老人保健課

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.12）（令和4年7月20日）」
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.12）（令和4年7月20日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

【訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション】

○ 事業所の医師が診療せずにリハビリテーションを提供した場合の減算

問1 別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている利用者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けてリハビリテーションを計画、指示してリハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から 50 単位を減じた上で訪問リハビリテーション料等を算定できることとされている。この「適切な研修の修了等」に、日本医師会の「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の単位を取得した場合は含まれるか。

(答)

含まれる。なお、応用研修のすべての単位を取得している必要はなく、事業所の医師に情報提供を行う日が属する月から前 36 月の間に合計 6 単位以上（応用研修のうち、「フレイル予防・対策」「地域リハビリテーション」「かかりつけ医に必要な生活期リハビリテーションの実際」「在宅リハビリテーション症例」「リハビリテーションと栄養管理・摂食嚥下障害」のうち、いずれか 1 単位以上を含むこと。）を取得又は取得を予定していればよい。また、別の医療機関の医師が訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際に下記を参考とした記載をすることが望ましい。

「適切な研修の修了等をしている。」

※ 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 2) (令和3年3月23日)」問26を一部修正した。